

「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」(改定版) 案 に関する意見募集について

～皆様のご意見をお聞かせください～



パプコメくん

- 京都市では、京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会において取りまとめられた「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」を踏まえ、増加かつ多様化する保育ニーズに今後とも応えていくことができるよう、平成24年5月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。
- 今後実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」導入後において、市営保育所の果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対応し、引き続き、公民の役割分担を見直し、公民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくため、今般、基本方針を見直すこととしました。
- この度、本市として「基本方針」（改定版）案を取りまとめましたので、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

【応募方法】

郵送，FAX，電子メール，持参により提出してください。

※ 様式は任意です（背表紙の意見記入用紙をご利用いただけます。）。

※ 電子メールで応募される場合は、直接テキスト形式でご意見を入力してください。ファイルを添付されたメールは受付できません。

※ 「基本方針」（改定版）案の本冊につきましては、京都市役所のホームページに掲載します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/0-Curr.html>

【意見募集期間】

平成26年8月26日（火） ～ 平成26年9月25日（木）

【問合せ先及び提出先】

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1

井門明治安田生命ビル3階

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

（電 話） 075-251-2390

（FAX） 075-251-2950

（電子メール） hoiku@city.kyoto.jp



平成26年8月
京 都 市

「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（改定版）案の概要

改定の趣旨

- 本市では、平成23年12月に「京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会」において取りまとめられた「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」を踏まえ、増加かつ多様化する保育ニーズに今後とも応えていくことができるよう、平成24年5月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。
- 「基本方針」が射程とする期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間となっていますが、本方針の策定当時においては、保育制度改革について国で検討中であり、平成27年度から実施が予定されている子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の内容を反映したものとはなっていません。
- このため、「新制度」導入後において、市営保育所の果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公民の役割分担を見直し、公民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくことを目的として、「基本方針」を前倒しして見直すものです。

子ども・子育て支援新制度の概要

平成27年4月から実施が予定されている「新制度」においては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大・質の向上や地域の子育て支援の充実を図ることを目指しています。

【国が掲げる「新制度」における取組の柱】

- 幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及
- 待機児童解消のための保育の量的拡大
- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

民間保育園と市営保育所の現状

1 保育所整備、職員体制及び運営費の状況

- ・ 市内の保育所整備状況や入所児童数については、民間保育園が約9割を占めています。
- ・ 民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、条例に規定する国基準を上回る保育士が配置されており、障害のある入所児童及び地域子育て支援拠点事業に対する職員加配を除き、民間保育園と市営保育所の間で大きな違いはありません。
- ・ 平成24年度の保育所運営費における市継足額（一般財源）については、市営保育所は民間保育園に比べて、1箇所（定員60名の場合）当たり、年間4千万円程度、高くなっています。

2 保育内容

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、保育所保育指針に即した保育を実践し、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。

3 年度途中の入所への対応

民間保育園と市営保育所との間で大きな差は認められない状況となっています。

4 障害のある子どもの入所への対応

- ・ 民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、受入れが行われています。
- ・ 民間保育園においても市営保育所と同様に、平成25年度から、より実態を反映した職員配置となるよう、障害のある子どもの認定方法を見直しました。

5 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、受入れが行われています。

6 地域の子育て支援

- ・ 民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、積極的な支援を行っています。
- ・ 16箇所の市営保育所において、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

7 地域の新たな保育ニーズへの対応

民間保育園、市営保育所のいずれにおいても、延長保育、一時保育、休日保育を実施しています。

8 市営保育所の保育士

保育士を保育所以外の市営施設等にも配置し、幅広い知識・経験の習得に努めています。

市営保育所の今後の役割・機能

○ 引き続き担っていく役割・機能

- ・ 虐待の早期発見・早期対応や未然防止、障害の早期発見・早期支援等につなげるための地域の子育て家庭に対する支援
- ・ 多様化する保育ニーズに対応するための新たな取組のうち、民間保育園での実施が直ちには困難な取組への対応
- ・ 障害のある子どもの入所への対応等

○ 新たな役割・機能

- ・ 一部の市営保育所について、幼保連携型認定こども園にモデル的に移行することにより、幼児期の学校教育・保育の総合的提供とその実践例の提示など、認定こども園に移行する私立幼稚園、民間保育園を支援
- ・ 広域的な地域の子育て支援拠点施設としての役割を担い、子育て家庭への支援を充実

【具体的な取組項目】

- ・ 認定こども園に移行する私立幼稚園，民間保育園に対する支援
- ・ 本市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」の策定
- ・ 障害のある子どもに対する保育の実践の発信
- ・ 全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画
- ・ 地域の子育て支援の取組の充実（市内全域において児童福祉センター，福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等を実施）
- ・ 地域の新たな保育ニーズに対する事業をモデル的に実施（保育体験型親支援事業（親子半日保育体験）等）
- ・ 保育所以外の市営施設等に配置した保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用

市営保育所の今後の方向性について

1 基本的な考え方

- 比較的大規模で，ターミナルに近いなど，広域的な役割を担い得る市営保育所については，行政直営の地域の子育て支援拠点施設としての更なる機能強化を図ります。
- 「新制度」導入後は，一部の市営保育所について，モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。
- 一方，本市の厳しい財政状況の下，将来に渡り最適な市民サービスの提供を図るには，公民の役割分担を見直し，持続可能な行財政を確立していく必要があります。このため，市営保育所は民間保育園と比べて高コストとなっている現状及び民間における運営の柔軟性等を踏まえ，全市的な配置バランスを考慮しつつ，民間への移管に取り組みます。
- さらに，今後においても，市営保育所について，地域の保育ニーズ，供給量を勘案のうえ，将来的なあり方の検証を行っていきます。

2 具体的な方向性

(1) 認定こども園への移行

- 市営保育所においては，幼児期の学校教育・保育の総合的な提供とその実践例の提示や，認定こども園に移行する私立幼稚園，民間保育園に対する支援を行うため，市立幼稚園をはじめ，私立幼稚園や民間保育園と十分に連携しながら，その取組状況を踏まえ，一部の市営保育所について，モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。
- なお，幼保連携型認定こども園への移行に当たっては，保育所待機児童ゼロを維持するため，2号及び3号認定子ども（保育を必要とする子ども）の定員減とならないよう留意することとします。また，1号認定子ども（3～5歳の幼児教育のみ）の定員枠の設定については，民間での取組状況や地域の児童の状況を十分に踏まえたうえで，検討することとします。

(2) 民間への移管

- 市営保育所の市域における配置バランスを考慮し、比較的大規模で、ターミナルに近いなど、広域の地域の子育て家庭に対する支援施設としての役割を担い得るものについては、行政直営の保育所として求められる役割・機能をより一層強化していくこととします。
- 一方、本市の厳しい財政状況の下、今後とも増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため、民間保育園におけるこれまでの取組や民間における運営の柔軟性・運営費面でのメリット等を踏まえて、市営保育所（京北地域を除く。）が複数所在する地域（左京区、中京区、南区、伏見区）の保育所について、平成29年度からの3年間で6箇所を民間へ移管することとします。これによって生じた財源を活用し、本市の子育て支援の更なる拡充を図ります。
- 民間への移管に当たっては、入所児童や周辺地域の子育て家庭への影響に十分に配慮し、同一行政区での移管が連続しないよう、各年度に、異なる行政区に所在する市営保育所を2箇所ずつ、順次移管していくこととします。

【移管対象保育所】

- 平成29年度移管対象保育所： 錦林保育所，砂川保育所
- 平成30年度移管対象保育所： 聚楽保育所，山ノ本保育所
- 平成31年度移管対象保育所： 修学院保育所，淀保育所

(3) 民間への移管のプロセス

市営保育所の民間への移管に当たっては、「京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会」による審査の実施，保護者説明会の開催，三者協議会の設置など，入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら取り組みます。

《様式は問いません。本用紙を郵送・FAX・持参用としてご利用いただけます。》

あて先 FAX：075-251-2950
京都市保健福祉局子育て支援部保育課

**「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（改定版）案
に対するご意見記入用紙**

【ご意見記入欄】

- ※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- ※ ご意見につきましては、意見募集の終了後に、ご意見の概要及びご意見に関する本市の考え方を取りまとめ、保育課のホームページで公表します。
- ※ お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

年齢	歳
性別	女性 ・ 男性
お住まい	京都市内（ 区）・京都市外

差し支えなければご記入ください。
ご意見を取りまとめる際に使用し、
その他の目的に利用することはありません。

発行 京都市保健福祉局子育て支援部保育課



京都市印刷物第 263083 号